

## 譲渡支援事業要領

### 【言葉の定義】

- 1 愛護動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動愛法」という。）第44条第4項に掲げる動物（※）  
※犬、猫、うさぎ、インコなどのペット
- 2 譲り渡し希望者 他の者へ動物の譲り渡しを希望している者
- 3 譲渡動物 譲り渡し希望者が他の者へ譲り渡しを希望している動物
- 4 譲り受け希望者 譲渡動物の譲り受けを希望している者

### 【譲渡動物情報掲載の制限等】

情報掲載の申し込みは、次の各号に掲げる条件に限る。

#### 1 譲り渡し希望者及び譲り受け希望者の共通条件

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 情報の悪用使用、販売等営利を目的とした行為でないこと。
- (3) 下関市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）において、譲渡動物の健康・性格適合診断は実施しないことに同意できること。
- (4) その他、動物の適正飼養及び動物愛護に関する情報であって、センター長が適当と認めるものであること。

#### 2 譲り渡し希望者の条件

- (1) 下関市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 譲渡動物は、下関市内において飼育されていること。
- (3) やむを得ず飼養できなくなった動物又は飼い主のいない動物であって譲渡先を探している動物であること。なお、飼養している成犬又は成猫が繁殖したことにより生まれた子犬又は子猫の譲り渡しを希望する場合にあっては、飼養している成犬又は成猫に対して不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施することとし、同一の者（同一世帯の者を含む。）による次回の申し込みについては、これを受け付けない。
- (4) 譲渡動物は、離乳を終え自力で食べることが可能な動物であること。

- (5) 譲渡動物は、性格把握が十分にでき、譲渡に適している動物であること。
- (6) 生後91日以上の子犬にあつては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）（以下「予防法」という。）第4条第1項の規定による登録がされ、かつ、同法第5条第1項の規定による申し込みを行う日の属する年度の狂犬病の予防注射を受け、注射済票の交付を受けていること。

### 3 譲り受け希望者の条件

- (1) 譲り受けを希望する動物を飼養できる住居であること。
- (2) 家族全員の同意が得られていること。
- (3) 給餌、病気の予防・治療、不妊去勢手術等の繁殖制限措置の費用が負担できること。
- (4) 譲り受けを希望する動物の習性を理解し、終生飼養すること。
- (5) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）に基づき、周辺住民に迷惑のかからないよう適正に飼養すること。
- (6) 譲り受けを希望する動物の日常の健康管理に努めるとともに、病気又は負傷した場合には、速やかに適切な措置を講ずること。
- (7) 犬については、予防法に基づく「犬の登録」と「狂犬病予防注射」を実施すること。また、山口県飼犬等取締条例（昭和47年山口県条例第52号）に基づき係留して飼養すること。
- (8) 猫については、室内飼養すること。
- (9) 犬及び猫については、不妊去勢手術を実施するとともに、動愛法に定められた事項を遵守すること。
- (10) やむを得ず譲り受けた動物の飼養が困難になった場合は、新しい譲渡先を探すこと。
- (11) 情報更新の関係で、すでに譲渡済みの場合があることを承知していること。

#### 【情報掲載の申込】

- 1 譲り渡し希望者が、ウェブサイトに譲渡動物に関する情報掲載を申し込む場合は、次の各号に掲げる事項を電子メールでセンター長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所

- (2) 電話番号及びメールアドレス
  - (3) 譲り渡し希望者と譲渡動物の関係
  - (4) 譲渡動物の動物種
  - (5) 譲渡動物の種類
  - (6) 譲渡動物の性別及び不妊去勢手術の実施状況
  - (7) 譲渡動物の年齢又は生年月日（生年月日については、明らかな場合に限る。）
  - (8) 譲渡動物の体重
  - (9) 譲渡動物の予防法に基づく登録番号及び申込年度の狂犬病予防注射の注射済票番号（譲渡動物が生後91日以上の場合に限る。）
  - (10) 飼養できなくなった理由（譲り渡し希望者が譲渡動物を所有している場合に限る。）
  - (11) 譲渡動物の写真及び撮影年月日
  - (12) 連絡事項
- 2 前項の申し込みの期限は、掲載日の5日前までとする。

### 【情報掲載】

- 1 センター長は、申し込みを受けた場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、ウェブサイト上での掲載を決定するものとする。
- 2 ウェブサイト上での情報の掲載期間は、30日間とする。
- 3 掲載情報の削除は、次の各号によるものとする。
  - (1) 前項に基づく掲載期間が終了した場合
  - (2) 掲載期間中に、譲り渡し希望者から、掲載の削除依頼があった場合
- 4 掲載を決定した譲渡動物の情報は、原則水曜日に掲載するものとする。
- 5 掲載期間終了後も、掲載を希望する場合は、再度申し込むものとする。

### 【譲り受けの申込等】

- 1 譲り受け希望者は、電子メールでセンターに、次の各号に定める内容を通知する。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 電話番号

(3) メールアドレス

(4) 譲り受けを希望する譲渡動物の管理番号

(5) 連絡事項

2 センターは、前項の通知を受理した後、譲り渡し希望者に、前項のうち、「メールアドレス」及び「連絡事項」を通知する。

### **【譲渡動物の譲渡に係る手続】**

- 1 譲渡動物の譲渡決定及び譲渡方法等については、譲り渡し希望者及び譲り受け希望者双方で協議し、決定すること。譲り渡し希望者は、譲り受け希望者に対して誠意をもって回答すること。譲渡に関するトラブルについては、双方の責任において解決することとし、センターでは責任を負わない。
- 2 譲り受け希望者へ譲渡動物の譲渡が決定した場合は、譲り渡し希望者が、センターに連絡するものとする。
- 3 前項の連絡は、掲載の削除依頼があったものとみなす。